

改正法
2019春
スタート!

応援します!

あなたの会社の 働き方改革!

働き方のチェンジは
業績UPの
チャンスですよ!

<働き方改革>応援団長
松本 安太郎氏

ご存知
ですか!?

2019年より順次、改正法が適用されます!



時間外労働の
上限規制

月45時間
年360時間 原則

2019年4月1日より施行
※中小企業は2020年4月1日より施行



年次有給休暇の
時季指定

毎年5日

確実に取得

2019年4月1日より施行



同一労働
同一賃金

正規と非正規の不合理な
待遇差を禁止

2020年4月1日より施行
※中小企業のパートタイム労働者・有期雇用労働者については
2021年4月1日より適用



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

詳しくは、「働き方改革」特設サイトへ
www.mhlw.go.jp/hatarakikata/

働き方改革 厚労省

検索



中小企業・小規模事業者の方々への様々な支援があります。詳しくはウラ面へ



働き方改革を行うに当たって、以下の対応はお済みですか!?

- ☒ 時間外労働を行うには、サブロク(36)協定が必要です。
- ☒ 労働者を10名以上の場合は、就業規則の作成、届け出が必要です。
- ☒ 労働契約を締結する際は、労働者に対して、労働条件を書面等で交付する必要があります。
- ☒ 賃金台帳、労働者名簿などを作成する必要があります。
- ☒ 非正規の方を雇っている場合は、正規の方と比べて不合理な待遇差がないようにする必要があります。

よく分からないという方へ、各種サポート(無料)があります!



「働き方改革」に関連する様々なご相談にワンストップで対応します!



各種助成金で生産性向上や業務効率化、魅力ある職場づくりなどを支援します!



「働き方改革」を支援する便利なツールや、役立つ情報を提供しています!

